

自衛隊海上輸送群能力強化委員会設置に関する達を次のように定める。

令和 7 年 3 月 2 4 日

陸上幕僚長 陸将 森下 泰臣

自衛隊海上輸送群能力強化委員会設置に関する達

(設置)

第 1 条 自衛隊海上輸送群の能力強化に関する必要な業務を調整・統括する機関として、陸上幕僚監部に自衛隊海上輸送群能力強化委員会（以下、「委員会」という。）を置く。

(所掌業務)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議し、必要な処置を講ずる。

- 2 自衛隊海上輸送群の能力強化に関する事項
- 3 自衛隊海上輸送群に係る予算要求及び業務計画へ反映する事項
- 4 自衛隊海上輸送群の能力強化の過程において陸上幕僚監部、陸上総隊、各方面隊、補給統制本部、輸送学校、自衛隊海上輸送群、中央輸送隊等が横断的に検討する必要がある事項
- 5 その他委員長が指示した事項

(設置期間)

第 3 条 令和 6 年度末から令和 1 1 年度末を目途に自衛隊海上輸送群能力強化委員会を設置

(組織)

第 4 条 委員会は、委員長、副委員長、委員及び部隊等委員をもって組織する。

- 2 委員長は、陸上幕僚副長をもって充てる。
- 3 副委員長は、防衛部長をもって充てる。
- 4 委員は、別表第 1 に掲げる陸上幕僚監部勤務者をもって充てる。
- 5 部隊等委員は、陸上総隊、中部方面総監部、西部方面総監部、補給統制本部、輸送学校、自衛隊海上輸送群、中央輸送隊の代表者をもって充てる。
- 6 委員長は、前項に掲げる者のほか、必要と認める者を委員会に参加させることができる。

(委員長等の任務)

第5条 委員長は、委員会の会務を統括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 委員は、委員会の議事に参加する。

(委員会の開催)

第6条 委員会は、年3回の招集を基準とするほか、委員長が必要と認めるときは、これを招集することができる。

2 委員は、委員会の開催が必要と認めるときは、委員長に上申するものとする。

(作業部会の設置)

第7条 委員会における審議事項(作業指示)の具現化等を実施する機関として、編成・装備作業部会、人事・教育作業部会、基盤整備作業部会、運用・訓練作業部会を置く。

2 作業部会は、作業部会長、作業部会専門委員及び作業部会部隊等委員をもって組織する。

3 作業部会長は、編成・装備作業部会長に防衛課長、人事・教育作業部会長に人事教育計画課長、基盤整備作業部会長に装備計画課長、運用・訓練作業部会長に運用支援課長をもって充てる。

4 作業部会専門委員は、別表第2に掲げる陸上幕僚監部勤務者のうち、委員長が指定する者をもって充てる。

5 作業部会部隊等委員は、陸上総隊司令官の指定する者、中部方面総監の指定する者、西部方面総監の指定する者、補給統制本部長の指定する者、輸送学校長の指定する者、自衛隊海上輸送群司令の指定する者、中央輸送隊長の指定する者をもって充てる。

6 委員長は、前項に掲げる者のほか、必要と認める者を作業部会に参加させることができる。

(作業部会の任務)

第8条 各作業部会の任務は、次のとおりとする。

2 編成・装備作業部会は、編成、装備、施設整備等、その他全般に関する事項を所掌する。

3 人事教育作業部会は、要員確保、要員養成等、人材育成・運用に関する事項を所掌する。

4 基盤整備作業部会は、システム通信、補給整備等の基盤整備に関する事項を所掌する。

5 運用・訓練作業部会は、部隊運用、訓練・演習、訓練基盤に関する事項を

所掌する。

(作業部会の開催)

第9条 委員長は、必要があると認めるときは、作業部会を招集する。

2 作業部会長は、作業部会を開催することができる。

3 委員長は、第1項に規定する事項の一部を副委員長に委任することができる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、陸上幕僚監部防衛部防衛課において行う。

(委任規定)

第11条 この達に定めるもののほか、委員会及び作業部会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

附 則

この達は令和7年3月24日から施行する。

別表第 1 （第 4 条関係）

委員会の委員（陸上幕僚監部勤務者）

	委 員	
	基幹となる委員	必要に応じて参加する委員
監理部	監理部長	委員長が必要と認める者
人事教育部	人事教育部長 人事教育計画課長	
運用支援・訓練部	運用支援・訓練部長 運用支援課長	
防衛部	防衛部長 防衛課長	
指揮通信システム 情報部	指揮通信システム情報 部長	
装備計画部	装備計画部長 装備計画課長 輸送室長	
衛生部	衛生部長	
監察官	監察官	
法務官	法務官	
警務管理官	警務管理官	

別表第 2 （第 7 条関係）

作業部会専門委員（陸上幕僚監部勤務者）

編成・装 備作業部会	専門委員			必要に応じ 参加する委員
---------------	------	--	--	---

人事教育作業部会	専門委員			
	基幹となる委員			必要に応じ 参加する委員
	人事教育部	人事教育計画課	企画班長 制度班長 教育室計画班長 サービス室長	委員長が必要 と認める者
		補任課	人事第1班長 人事第2班長	
		厚生課	給与室長	
	防衛部	防衛課	防衛班長 編成班長	
	装備計画部	装備計画課	輸送室総括班長 輸送室鉄道・船舶班長	

基盤整備作業部会	専門委員			
	基幹となる委員			必要に応じ 参加する委員
	装備計画部	装備計画課	輸送室長 輸送室総括班長 輸送室鉄道・船舶班長 企画班長 後方計画班長 補給管理班長 需品室総括班長	委員長が必要 と認める者
	人事教育部	人事教育計画課	企画班長	
		厚生課	厚生班長	
	監理部	総務課	広報室長	
		会計課	総括班長 経理班長 予算班長	
	防衛部	防衛課	防衛班長	
		施設課	建設班長	
	指揮通信 システム 情報部	指揮通信 システム課	企画班長	
		情報課	基盤情報班長	
	衛生部		薬務班長	
	監察官		副監察官	
	警務管理官		総括班長	

運用・訓練作業部会	専門委員			
	基幹となる委員			必要に応じ 参加する委員
	運用支援 訓練部	運用支援課	企画班長 運用支援班長	委員長が必要 と認める者
		訓練課	総括班長 器材・演習場班長 訓練・演習班長	
	監理部	総務課	広報室長	
		会計課	予算班長	
	防衛部	防衛課	防衛班長 業務計画班長	
	指揮通信 システム 情報部	指揮通信 システム課	企画班長	
	人事教育部	人事教育課	企画班長	
		厚生課	家族支援班長	
	装備計画部	装備計画課	企画班長 後方計画班長 輸送室総括班長 輸送室鉄道・船舶班長	
	衛生部		企画班長	
	法務官		総括班長 訴訟・賠償・補償班長	
	警務管理官		総括班長	